

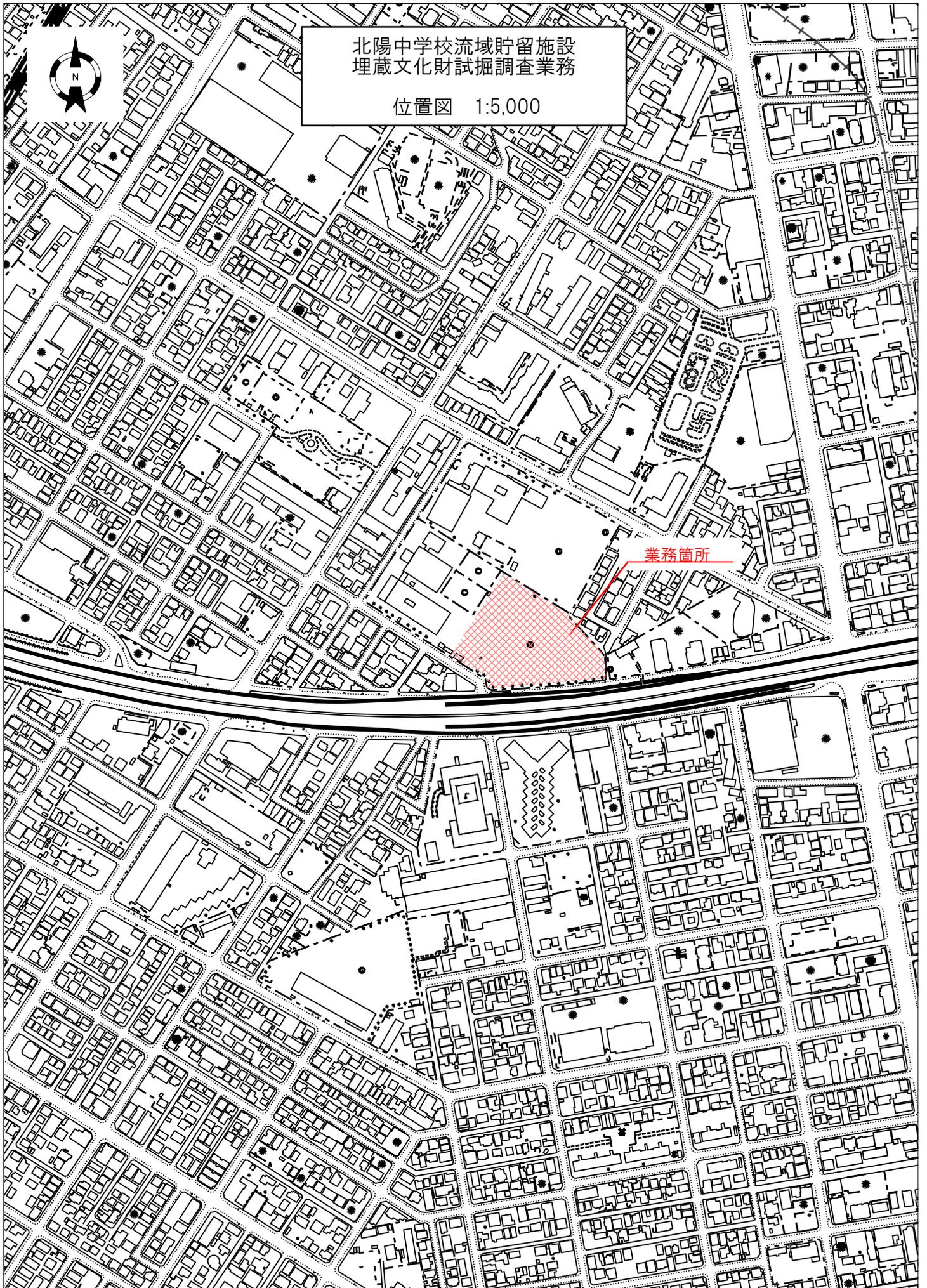
公示用

役務名 北陽中学校流域貯留施設埋蔵文化財試掘調査業務

札幌市下水道河川局事業推進部

北陽中学校流域貯留施設
埋蔵文化財試掘調査業務

位置図 1:5,000



業務箇所



()	業 務 名	北陽中学校流域貯留施設埋蔵文化財試掘調査業務
-----	-------	------------------------

1. 設計金額

区 分		設計金額 (円)
請 負 工 事 費		
内 訳	工 事 価 格	
	消費税等相当額	
支 給 品 費		

業務説明書

1. 業務の概要

埋蔵文化財試掘調査 30箇所
水替工 一式

2. 業務位置 札幌市北区北34条西7丁目

3. 業務の期間 契約書に示す着手の日から令和4年8月31日までとする。

4. 図面 別添のとおり

5. 業務仕様書 札幌市土木工事共通仕様書、その他関係する仕様書など

6. 特記仕様書 別添のとおり。

特記仕様書

1. 着手後速やかに業務施工計画書を作成し提出すること。
2. 業務に関する車両等の交通安全及び作業区間内の安全施設、資材等には十分な安全管理を行い、事故の無いよう注意すること。
3. 履行期間
本業務は、契約書に示す着手の日から令和4年8月31日までと想定している。
履行期間には、雨天・休日等を見込んでいる。
なお、現場作業（試掘調査）は令和4年7月25日～27日の3日程度を予定しているが、調査の進展状況及び雨天延期の影響によっては、現場作業日数が増える可能性がある。
4. 諸法令の遵守について（土木工事共通仕様書 1-1-1-38 諸法令の遵守 1・2・3項・1-1-1-39官公庁等への手続等 1・2・3・4・5項）
 - (1) 受託者は、諸法令の適用運用に当り、当該業務に適用となる法令等を特定した上で、その一覧を業務施工計画書に明示し業務担当職員へ提出すること。
 - (2) 適用になる法令等の届出等の実施に当っては、事前に届出書等（写し）を業務計画書に明示し業務担当職員へ提出すること。
 - (3) 届出書等に対する許可書（写し）は「業務施工協議簿」に添付し業務担当職員へ報告すること。
 - (4) 請負者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
5. 地下埋設物等の調査
業務現場、業務用の通路及び業務現場に近接した地域における地下埋設物等については下記により行うこと。
 - (1) 事前調査
業務施工前に各埋設物管理者に出向き、埋設台帳等により埋設物の有無を必ず調査すること。
 - (2) 保安措置
 - ① 埋設物が業務区間においてあることを確認した場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、保安上の必要な措置、防護方法、立会の必要性、緊急時の通報先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定すること。
 - ② 試掘を実施する場合、必ず埋設物管理者に立会要請をすること。
6. 受託者及び業務担当職員は、業務の施工上必要な指示・承諾・協議・確認事項については、「工事施工協議簿」（土木共通仕様書；様式87）を活用することとする。

7. 受託者に直接寄せられる苦情の対応について（土木工事共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等 6・7・8・9項）

受託者は、市民等から直接寄せられる当該業務への苦情対応等については「市民の声整理表」（土木共通仕様書；様式95）に記載し「工事施工協議簿」に添付し業務担当職員へ報告すること。

8. 掘削坑の大きさは幅1.0m×長さ3.0m×深さ1.5m未満を基本とし、掘削箇所は30箇所を予定している。なお、調査状況により掘削箇所数や掘削深等が変更となり、土工数量に増減が生じた場合は別途協議を行うこととする。

9. 掘削機械は、バックホウ（バケット平爪、サイド爪なし）とする。また、低騒音型・排出ガス対策型を使用することを原則とする。

10. 掘削した調査坑は必ず当日中に埋戻し現況復旧を行うこと。

11. 建設発生土

建設発生土の搬出先は下記のとおりとする。

受入施設等名称	受入施設の所在地	備考
札幌石狩砂利協同組合（志美）	石狩市志美 567 ほか	汚泥不可

12. 仮設工

(1) 交通誘導員

業務の施工に当たっては、車両出入り口に交通誘導員を1名以上配置し、一般交通・歩行者等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。

(2) 土留工

本業務は掘削深1.5m未満を予定しているが、1.5mを超える場合は、土留工を実施すること。

(3) 水替工

掘削時に地下水が湧出された場合は、水替工を実施すること。

13. 成果品の内容については、業務担当職員の指示によるものとする。詳細は着手時に打ち合わせることに。

14. 本業務は試掘調査業務であるため、週休2日の補正は行わないものとする。

15. 試掘調査の範囲は、別途監督員の指示による。

別 記

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。